

2013年第2回定例会・反対討論（6・24）

私は、各委員長報告に対して、日本共産党を代表して討論をおこないます。

最初に、議第57号・副市長及び水道事業管理者の退職手当の額についてです。

これは今年3月31日をもって退職した副市長および水道事業管理者の退職手当の額を定めようとするものです。副市長、水道事業管理者とも20%減額し、副市長は166万6千円の減額で666万円、水道事業管理者は87万2500円減額の348万9千円と定めようとしています。しかし、それでも2人ともわずか2年弱で、合計1014万9千円と、市民感覚では考えられない異常に高い退職手当となっています。

こうした高額な退職手当となる要因は、給料月額に在職月数を掛けるところにあります。一方、職員の場合は、給料月額に在職年数を掛けるようになっています。

わが党は2005年に、常勤特別職も在職年数を掛けることを提案してきました。そうすれば今回の場合、2人で318万8千円程度となります。今回の退職手当を減額していることについては一定の前進ですが、市民感情からして、依然として高過ぎます。さらに減額すべきと考えます。

以上の理由から、議第57号・副市長及び水道事業管理者の退職手当の額について反対します。

つぎに、議第62号・大分市職員の給与に関する条例の一部改正について、議第63号・大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

これは、大分市職員および大分市立学校職員の給料減額率の調整を図ろう

とするものです。職員の給料の減額は、職員の生活そのものへの影響、仕事への意欲減退だけでなく、民間企業への負の連鎖、地域経済への否定的影響を与えることにもなります。こうした減額はおこなうべきではないと考えます。

よって、議第62号・大分市職員の給与に関する条例の一部改正について、議第63号・大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について反対します。

つぎに、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成24年度大分市一般会計補正予算（第6号））についてです。

これは大企業優遇、大型事業推進の当初予算を踏襲するものです。具体的には、第7款・商工費、1項・商工費、1目・商工業振興費に、大企業への企業立地促進助成金が減額計上されています。わが党は、大企業への助成はやめて、中小企業・業者への支援を強めることを一貫して要求してきました。今回は減額計上ですが、いずれは執行されるものです。こうした大企業優遇の施策に反対します。

また第8款・土木費、4項・都市計画費、6目・横尾公共団体区画整理事業に減額補正されています。幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業は、凍結さらなる見直しをすべきであります。

7目・大分駅南公共団体区画整理事業費は、財源の組み換えです。幅100mのシンボルロードや庄の原佐野線などの幹線道路見直しを求める住民の要求にこたえていないことなど、住民の十分な納得と合意が得られないこうした事業は、見直しや縮小をすべきであります。

こうした大型事業の推進に反対します。またこれにかかる歳入、繰越明許費の補正、地方債の補正についても反対します。

以上の理由から、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成24年度大分市一般会計補正予算（第6号））について反対します。

最後に、請願についてです。

今回提出された請願第1号・保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書提出方についてです。これは患者の窓口負担割合の軽減、歯科診療報酬の改善などをおして、患者、国民が安心して、良質かつ適切な歯科医療ができるようにすることを求める意見書の提出を求める請願です。

総務常任委員会では、採択されました。ところが議会運営委員会では、総務常任委員会で賛成した会派から、反対意見が出され、意見書案の本会議への上程ができなくなりました。こうした事態になることは問題であり、意見書を関係機関に提出すべきでした。こうした事態がおこさず、市民の願いに応えることができるように、議会改革することを要望します。

なお、今回の請願は、本来意見書を採択されるべき請願であり、請願と委員長報告に賛成の立場を表明しておきます。

以上で討論を終わります。